

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

熊野市

2 構造改革特別区域の名称

熊野市どぶろく・果実酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

熊野市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・面積

三重県南部に位置する熊野市は、平成17年11月1日に旧熊野市と旧紀和町が合併して誕生し、面積は373.63㎏を有する。市の北西部は、急峻な山々が縦横に連なり、奈良県及び尾鷲市に接し、東南部は熊野灘、南西部は和歌山県、奈良県と接している。

(2) 地勢

熊野灘に面した海岸部は、北がリアス式海岸、南が熊野川河口まで20km余にわたって続く砂礫海岸（七里御浜）となっている。

また、奈良、和歌山県境を流れる熊野川、北山川の支流域で形成される山間部は、流域に点在する居住域の外は大部分が山林となっている。

(3) 気候

紀伊半島南東斜面に位置し、海岸に急峻な山が迫っていることから、多雨地帯として知られ、年間降水量は約3,000mmである。平均気温は海岸部で17℃前後だが、山間部においては3℃から4℃低く、冬期間においては積雪もしばしば観測される。

(4) 人口・世帯の動向

平成17年度国勢調査における人口は21,230人、世帯数は9,412世帯であるが、平成12年度国勢調査と比べて、人口では1,410人、世帯では310世帯の減少となっている。

人口の高齢化率（65歳以上）は、平成17年度国勢調査で33.22%であり、平成12年度国勢調査の29.91%に比べて極めて高くなっている。

また、15歳未満の年少人口が占める割合が、平成12年度国勢調査においては12.88%であったのに対し、平成17年度国勢調査では11.52%に減少するなど、少子高齢化が著しく進行している。

(5) 産業の状況

平成17年度国勢調査によると、15歳から64歳までの生産者人口は11,731人であり、就業者は8,891人となっている。そのうち、第一次産業従事者は732人、第二次産業従事者は1,834人、第三次産業従事者は6,308人で、かつては主要産業であった第一次産業従事者の占める割合が全体の8.23%と少なく、平成12年度国勢調査での就業者数949人(9.69%)からも減少傾向にあり、第一次産業における後継者不足が顕著となっている。

平成18年度の市内総生産額は、60,854百万円で、三重県全体8,027,479百万円の0.76%でしかなく、その内訳は農林水産業が2,954百万円、製造業が3,510百万円であり、新たな産業の創出による地域の活性化が急務となっている。

(6) 主な産業

農業では、柑橘類の栽培が盛んで、中でもマルチ栽培温州みかんやその加工品である100%生ジュースなどが市場の評価を得ている。

林業においては、杉・檜を中心とした素材生産や、それを加工する製材業が盛んであり、一部事業者においては特殊な加工を施した製品を生産するなど、熊野産材の高付加価値化に努めている。

水産業においては、県内有数の漁場を持ち、サンマやカツオ漁など近海漁業が盛んで、併せて真鯛等の養殖漁業も行われてきた。近年では、マグロの養殖にも取り組むなど、新たな挑戦も始まっている。

また、熊野市の大きな産業となりつつあるのが観光業であり、平成16年7月に世界遺産登録された熊野古道の効果により、熊野市をはじめとする東紀州地域には、熊野古道(伊勢道)を目的とした観光客が年間15万人ほど訪れるようになった。

他に、熊野地域は、訪れる人を癒す豊かな自然が豊富で、海山には数多くの名勝と手付かずの自然が残されている。海岸部には鬼ヶ城、獅子岩、楯ヶ崎等、山間部には瀨峡、大丹倉、布引滝等の名勝があるほか、丸山千枚田などの先人から引き継いだ人の営みによる遺産も守り続けられている。

(7) 交通

鉄道は、JR紀勢本線が名古屋と結んでいる。主要道路は、市を南北に走る国道42号に関西方面から国道309号が接続し、これに海岸部、山間部への国道311号及び主要県道が交差している。

また、平成25年度には、高速道路の延長である高規格道路「熊野尾鷲道路」が熊野市まで開通する予定であり、国道42号線に代わる交通体系の強化による地域経済の活性化が期待されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、近年の少子高齢化と過疎化の進行により基幹産業である第一次産業従事者が減少しており、中山間地域における限界集落の発生や農地、山林の荒廃が進んだことによる自然環境の悪化など、地域活力に深刻な影響を及ぼしている。

こうした現状を打開するため、農業者によるレストランや民宿等の営業という新しい取り組みの中で、「どぶろく」を新たな特産品として活用すると同時に、本市の主要農産物である柑橘類を原料とした果実酒を提供することで、農業の振興や雇用の確保を図る。

また、熊野古道効果による当市の認知度の向上と、田舎体験に対する関心の高まりを十分に活用するため、観光客の受け皿である農家民宿や農園レストランにおいて、農業体験の他に「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」を提供することで、新たな集客を促し、交流人口の拡大に取り組む。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 観光客の増加

本市の観光は、伊勢志摩と那智勝浦、南紀白浜という大規模な観光地に挟まれた通過型であり、本市を訪れる観光客の滞在時間は短く、その経済効果は大きいものではなかった。

また、熊野古道（伊勢道）などの歴史に裏付けられた多くの観光資源が市内各地に点在することから、本市の観光資源を十分に見てまわるには、観光客を滞在させることが必要であり、宿泊施設の充実が求められている。

そこで、本計画を着実に実施し、「どぶろく」という新しい地域資源と本市が品種登録した香酸柑橘「新姫」等の特産品を原料とした果実酒（以下「特産柑橘の果実酒」）を活用することで、農家民宿や農園レストランなどの起業を促し、宿泊客の受け皿を充実させ、新たな観光客の掘り起こしを図る。

(2) 市内全域への波及

農家民宿や農園レストランを中山間地域における地域の活性化拠点とし、新たな熊野の魅力を創出する。また、熊野古道を中心とした自然・歴史遺産や田舎体験などの従来からの地域資源との一体化を図ることで、その効果を市内全域に波及させ、集客交流事業の活性化につなげる。さらに、農業分野での新たな需要を掘り起こすことで、農家の経営を安定化させるとともに、新規就農者の確保につなげるなど、農業の振興を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区計画の実施により、本市が現在進めているグリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の田舎体験を核とした集客交流事業に新たなメニューが付加されることで、世界遺産である熊野古道周辺だけではなく、自然豊かな中山間地域への誘客効果が高まる。

また、熊野古道への観光客は自然派志向の観光客が多く、「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」を活用し、グリーンツーリズムなどの田舎体験への興味を掘り起こすことで、滞在型観光への誘客が進み、地元食材の利用拡大や地産地消の推進が図られる。

(1) 観光客数

大規模観光地間の狭間で通過型であった従来の状況に加え、経済不況による追い打ちや観光目的・旅行形態の多様化により、観光入込客数は減少の一途をたどっていた。熊野古道の世界遺産登録後、一時増加の傾向が見られたものの、そのブームが去るにつれ、観光客数は徐々に減少に転じている。長期的な減少傾向に歯止めをかけるためにも、「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」などの新たな地域資源を活かし、観光客の増加につなげる。

(単位：千人)

平成20年度実績	平成24年度目標	平成29年度目標
1,208	1,700	2,000

(2) グリーンツーリズム・ブルーツーリズム体験者数

旅行形態の変化において、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の田舎体験のニーズが高まっており、徐々にではあるが参加者を増やしている。今後、更にその数を増やすため、農家民宿などで提供する「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」の果たす役割は大きく、田舎体験への興味を促すきっかけとして期待される。

(単位：人)

平成20年度実績	平成24年度目標	平成29年度目標
1,954	2,800	4,500

(3) 農家民宿や農園レストランによる特定酒類の製造件数

農家の「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」製造により、農家民宿や農園レストランの交流事業が促進される。

また、生産から製造・提供までを自らが実施する新しい農業経営への新規参入が進めば、農家の安定した収入の確保につながる。

(単位：件)

平成20年度実績	平成24年度目標	平成29年度目標
0	3	6

(4) その他関連特産品への波及効果

熊野市の特産品である「さんま丸干し」や「さんま寿司」は、メディアへの掲載が多くなるにつれ知名度が上がり、熊野ブランドの特産品として世間に知られるところとなった。また、新たな特産品として「熊野地鶏」や「さんま魚醤」などの生産体制が確立されてきている。これらの従来からの特産品と「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」を合わせた「食」のセット商品を企画し、熊野を訪れる観光客等に対し多種多様な「食」のメニューを提供することで、地元食材の利用拡大と地産地消の推進につなげる。

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 藍と碧のふれあい事業

平成15年度から実施している「くまの河童と海ぼうずの学舎」と題した体験事業で、海や川の漁業を体験することにより田舎ツーリズムの推進を図り、民泊などによる滞在客の増加を目指す。

(2) 丸山千枚田保全事業

日本棚田百選にも選ばれた「丸山千枚田」において、オーナー制度等の導入や保存会への支援を行うなど、千枚田の保全のための事業を実施しており、先人が残した農耕遺産を耕地としてだけでなく、観光資源として活用し広く周知する。

(3) 関連団体との連携

熊野市の特産品振興のために活動している熊野市物産振興会と連携し、様々な「食」の商品の企画・販売を行う。また、熊野市が出資する有限会社熊野市観光公社では、同公社が企画する農業体験事業や田舎ツーリズムにおいて、「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」の取り込みや情報発信を行う。

(4) 周辺市町との連携

熊野市を取り巻く地域は東紀州地域と呼ばれ、2市（熊野市、尾鷲市）3町（紀北町、御浜町、紀宝町）と三重県の協働による「東紀州観光まちづくり公社」が、同地域において、広域での観光まちづくり事業に取り組んでいる。

この公社は、同地域の観光やイベントなどのPR活動や、観光メニューの企画などを行う傍ら、特産品の販路拡大などにも力を入れている。今回、特産品化を図る「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」についても、同公社を活用することにより、他地域の特産品と一体となった広域的な広報活動を実施する。

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造免許

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農園レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けたもの

(2) 事業が行われる区域

熊野市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るために特定酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストランを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

当該特例措置の適用により、新たな特産品として期待される「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」の製造が進むことは、地域農産物の利用拡大や雇用の場の創出だけでなく、都市部との交流人口の増加にとって不可欠である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。